

平成30年9月第3回定例会

平成29年度決算など34議案を審議

8月30日から9月14日まで

議 会

No.213

平成30年第3回定例会

今議会に上程された次の議案は、それぞれ、全会一致で承認・認定・可決・採択・同意となりました。

- ・ 専決処分の承認 (1件)
- ・ 平成29年度決算 (12件)
- ・ 平成30年度補正予算 (12件)
- ・ 条例案 (5件)
- ・ 事件案 (1件)
- ・ 請願 (2件)
- ・ 人事案 (1件)

平成29年度 決算審査

全議員による「予算決算常任委員会」(江田宏子委員長)を3日間の日程で開き、平成30年度補正予算と平成29年度決算(認定案)について審査しました。

各課(課長・係長)からの説明と質疑、意見交換による審査の結果、全会一致で認定となりました。

議会では、決算は「終わったこと」という認識ではなく、今後の事業のあり方や、次年度の予算編成等に活かしてもらうための大事なステップとして捉えています。

平成30年第3回定例会のあらまし

日付	主な内容	詳細
8月30日(木)	開会 監査報告 議案上程	◎会期の決定、6月定例会以降の行政報告(村長)、専決処分の承認を行いました。 ◎渡邊吉基代表監査委員から「平成29年度一般会計及び特別会計(計12会計)」の監査報告がありました。 ◎条例案、補正予算案、決算の認定案が上程され、請願とともに、所管の常任委員会へ付託しました。
	全員協議会	◎村からの報告事項(内容は26ページ)と質疑。 ◎議員内での報告等を行いました。
9月4日(火) 5日(水) 6日(木)	予算決算 常任委員会 (全議員)	◎「平成29年度決算」及び「平成30年度補正予算」、「事業の進捗状況」について、各課から説明を受け、質疑、審議等を行いました。
9月11日(火)	一般質問	◎5人の議員が、村政の課題に対して質問しました。(各議員の質問項目は27ページ、要旨は11月号)
9月12日(水)	総務産業 民生文教 常任委員会	◎付託された条例案、事件案、請願について、各常任委員会で審議を行いました。
9月14日(金)	全員協議会	◎人事案についての詳細な説明や質疑、議員間での報告・協議等を行いました。
	採決	◎各常任委員長から委員会審査の報告を行い、採決。議案はすべて、全会一致で原案通り認定・可決・採択・同意となりました。



自然劇場

議会に対するご意見
をお聞かせください。

お電話の場合

☎82-3111(内線150)

E-mailの場合

gikai@vill.kijimadaira.lg.jp

発行：木島平村議会
編集：議会だより編集委員会

平成29年度 決算(12会計)全会一致で認定

一般会計決算(1件)・特別会計決算(10件)・水道事業会計決算(1件) 全て認定となりました。
なお、審査の過程で出された意見の中から、今後に向けて、特筆すべきことを絞り込み、本会議で「審査意見」として報告しました。(決算の概要は、広報9月号2～3ページに掲載)

予算決算常任委員会 審査意見

《決算に対して》



- ①地域の安心、安全のため消防団の果たす役割は大きい。
一方、消防団員を取り巻く環境は変化してきており、「団員の負担軽減」が着実に図られるよう取り組まれない。
- ②近年、大規模災害が多数発生していることから、「自主防災組織の立ち上げ」や「地区避難計画の策定」を早急に進められるよう指導強化を図られたい。
- ③「村づくり支援金事業」について、事業報告会等により事業や活動が広く村民に周知されるような機会を設けられたい。
- ④昨年まで実施していた「健康アカデミー事業」(ためして実践)は、健康づくりや介護予防として効果が期待されていた。効果の持続性を保つため、「生涯学習課と連携した取り組み」等を引き続き進められたい。
- ⑤「高原シャトル便」については投資効果を検証し、カヤの平高原のPRや運行ルート等、利用者増につながるような検討をされたい。
- ⑥「中高年の独り身」は健康面でも精神面でも将来に向けた不安が大きいため、「その対策」を講じられたい。
- ⑦決算に際しては、次年度以降の事業展開につながるよう、各事業の課題を把握し、改善に向けた検討をされたい。

決算認定に対する 賛成討論 (要旨) 土屋喜久夫 議員

平成29年度木島平村一般会計ほか11会計は、全会計黒字決算となり、決算作成に尽力された村長、職員各位のご尽力に敬意と感謝を申し上げる。

人口減少に係る地方交付税の減額は、いかに人口の減少幅を少なくするか。自らが足を置く父祖の地に、村民が誇りを持ち、文化的な生活を続けられる環境の持続維持が、外からの人々の羨望のまなざしになり、やがて定住・移住につながると確信するものである。

公約の一つ“役場庁舎の建設”は、施工者の選考段階まで進んだ。本年竣工の県内自治体(朝日村)の庁舎も報道されているが、地元産木材を多く採用され、うらやましい限りである。行政の情報は、村民のものとの意識を再確認し、多くの情報を明らかにしながら、村民とのコンセンサスを大事に、施策を展開すべきである。多くの大事な木材を失うような轍(てつ)を踏むことのない、声なき村民意思に耳を傾けながら、住民福祉の向上に取り組まれない。

少数精鋭の職員体制の中で、相互牽制けんせいが難しい状況だが、職員一人一人が、住民福祉の向上に想いを馳せることで、おのずと良好な職場環境、公正で正義を貫く、職場風土となる。

監査委員からの指摘を、自らの課題として、更なる木島平村の発展に貢献いただくことを確信し、討論とする。

決算に対する監査からの意見

(※1～5の用語は、左ページで解説)

《財政の構造として》

- ①前年度審査意見で、木島平村職員等からの「公益通報(※1)の処理に関する規定」に基づく窓口の周知徹底について指摘をしたが通報の仕組み、流れが依然として不明確である。「公益通報者保護法」を踏まえ具体的な通報体制の構築をされたい。
- ②本年度の村税の不納欠損(※2)額は、昨年度より213万2307円増の502万2857円となっている。その要因を再検証し、税負担の公平を欠くことのないよう回収に努められたい。
- ③過年度分固定資産税不納欠損額399万394円のうち、179万2200円については時効中断の手続きがされなかったことによるものである。手続きをしなかった原因を調査するとともに他に同様の事例がないか精査し、再発防止のための対策を講じられたい。
- ④自主財源の確保は、村の財政運営において重要課題である。村税及び料金等における滞納金の徴収にあたっては、対策会議等を設け強化を図られているところであるが、引き続き徴収の強化に努められたい。
- ⑤昨年度指摘した「木島平村農業後継者等育成奨励金(※3)」については、要綱に一部不明瞭な部分があるため、改正するとしているが、改正を行わないまま、平成29年度の当該奨励金の交付がされている。今後、早急に交付要綱を改正するとともに、奨励金交付対象者の交付後の農業経営の実態を把握されたい。

(9月1日 本会議「監査報告」より抜粋)



平成29年度決算の
監査報告をする
渡邊吉基代表監査委員

- ⑥平成29年度末で指定管理契約が終了した「平成26年度 農の拠点施設運営補助事業補助金」の補助事業者については、「木島平村補助金等交付規則」第15条第1項第3号、及び第19条の規定(※4)に基づいた手続きがされていないので、その妥当性について検証されたい。
- ⑦「木島平村特産品開発推進補助金」については補助対象外経費を含めて申請している事案がある。当該経費にかかる補助金については補助事業者へ返還を求めること。
- ⑧国民健康保険事業の安定した運営を進めるには、被保険者の健康管理に意を注ぎ、病気になること、また病気が早期に発見され、早期に治療されることが必要であるので、健康管理検診の受診率の更なる向上と病気予防対策に積極的に取り組まれたい。
- ⑨若者住宅売却に当たり、売買契約書を締結し取引を行うこととしていたが、買受人が売買契約書の約定を履行できないことを担当者が承知していながら、内部決済を受けずに売買が行われ、代金の一部が未納のまま所有権移転がなされた。その後、未納金については長期間にわたり分割により納入され、現在に至っている。このような異例の取り扱いがなぜ行われたか、また、管理者が関知していたかを含め、実態について調査するとともに、未納金の回収に注力されたい。

《財政の構造として》

村の財政状況は、昨年度に比べ改善されているが、平成30年度から新庁舎の改築が始まることもあり、依然として厳しい状況が見込まれる。

今後とも、「公共施設維持管理計画」に基づく維持管理の実施にあたっては、総合的に判断され、計画的に対応されたい。

また、「地方公共団体財政健全化法」による「4指標」(※5)についても、数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。

専決処分 (※) 1件(承認)

(平成30年度一般会計補正予算)
◆ 猛暑と少雨に起因する緊急渇水対策。水利組合等の団体を対象に、農業用水確保のための揚水ポンプの電気料や燃料料等の経費を補助。(かかった経費の1/2、上限10万円)

◆ 補正額 40万円。

◆ 財政調整基金から繰入れ。

※専決処分とは

本来、議会が議決・決定すべき事項を、特定の場合(議会を招集する時間がない緊急時など)に限り、市町村長が議会に諮らず処理すること。
 処理後は議会で報告して承認を得る必要があります。

事 件 (※) 1件(可決)

■平成29年度水道事業会計

未処分利益剰余金(※)の処分

水道事業会計の未処分利益剰余金の処分方法について、議会の議決を求めるもの。

未処分利益剰余金3220万6千円のうち、1500万円を減債積立金に、1500万円を建設改良積立金に積み立て、残額を繰り越す。(全会一致で可決)

※事件とは

議会に上程されるものは全て「事件」ですが、本議会では、契約の締結や損害賠償の額を定める場合などに「事件」が使われます。
 今回は、未処分利益剰余金の処分が「事件」として上程されました。

※未処分利益剰余金の処分とは

利益剰余金は、毎年度の活動から得た利益を元として、
 ①使い道のある剰余金(積立金)
 ②使い道が未定の剰余金
 に分けられます。

②が、「未処分利益剰余金」です。

②の未処分利益剰余金(前年度繰越利益)に当年度利益を加えたものが「当年度未処分利益剰余金」となり、その使い道を決めることを「処分(利益処分)」と言います。

今回の処分では、

- ① 積立金
 - ・ 減債(借入金の返済)のため
 - ・ 建設改良工事に充てるため
- ② 残額は繰り越す(未処分利益剰余金となる)となりました。

右ページの用語解説

※1 公益通報

組織内部の人間が、内部の法律違反行為を、しかるべき機関に通報する(内部告発)ことです。

※2 不納欠損

滞納した税は5年の時効がありますが、回収不能を防ぐため、時効中段の手続き(最大5年間延長できる)があります。その手続きを怠り、時効を迎えると、その分は「損失」として「不納欠損」となります。滞納者の破産宣告、死亡などの場合に不納欠損になる例が多くあります。

※3 木島平村農業後継者等育成奨励金

農業後継者や新規就農者の育成に対し、奨励金として100万円を交付します。(年齢要件や農地面積など村で定める資格を全て満たした者に限る)

※4 木島平村補助金交付規則

第15条第1項第3号、及び第19条の規程

・ 補助金で取得したものを、交付の目的に反して、使用・譲渡・貸付・担保等を行う場合は、承認申請書を村長に提出し、承認を受けなければならぬ。(第19条・財産処分の制限)
 ・ 承認を受けずに、右記の行為等を行った場合は、交付決定を取り消す場合がある。(第15条・決定の取り消し)

※5 「地方公共団体財政健全化法」による「4指標」

「地方公共団体財政健全化法」とは、地方自治体の財政破綻(はたん)を早い段階で防止することを目的とした法律。公表される財政指標は次の4つ。

4指標とも数値が大きいほど財政状況は悪いとされます。

① 実質赤字比率

村が自由に使える収入の標準額に対し、一般会計と「水道事業会計」を除くすべての特別会計の赤字額の合計がどの程度かを示す割合。

② 連結実質赤字比率

村が自由に使える収入の標準額に対する、「水道事業会計」を含む全会計の赤字額の合計の割合。

③ 実質公債費比率

村の年間の収入に対し、借金返済額が占める割合を示す数値。

④ 将来負担比率

今後、返済が必要な村の借金の総額が、収入の何倍に相当するかを示す数値。公社や第三セクターまで含まれます。

平成30年度補正予算 全会一致で可決

全議員で構成する予算決算常任委員会が審議し、全て全会一致で可決しました。

一般会計補正予算

1件
(第5号)

歳入・歳出で1171万8千円を減額。

総額は、34億3991万5千円。

《主な補正内容》(1万円未満四捨五入)

- ・申告相談用の移動用パソコンの増設(本体・設定料)。(68万円)
- ・障害者福祉関係(サービスの報酬改定に伴うシステム改修費、事業費清算に伴う国費返還金)。(123万円)
- ・保育園関係(嘱託・臨時職員の増員等に伴う賃金等の増額、AEDを1台購入)。(375万円)
- ・嘱託職員を雇用(療養休暇中の職員の補充)。(178万円)
- ・農の拠点施設再オープンに伴う費用の不足分。(178万円)

- ・ふるさと納税寄附金の集計システム導入費。(278万円)

- ・POSレジ(※)購入に伴う農業振興公社への補助金(ファーム直売所と調布市新鮮屋)。(173万円)

※POSレジとは

販売情報を管理するシステムを搭載したレジです。



「いつ、何が、何個、いくらで」

売れたかというデータが正確に分かる他、「顧客の性別」「年代」「来店人数」「天候」など、様々な要素を組み合わせれば、より詳細な販売データを作成することができ、在庫確認や発注、顧客データの集計などでの効率化が図れます。

特に、直売所では、販売した物と出荷者を連動させるため、POSレジが必須です。

- ・空き家活用(片付け・改修等)の補助金。(70万円)

- ・馬曲温泉無散水道路の修繕費。(夏の高温により隆起)。(868万円)

- ・烏川かづの護岸復旧工事費。(124万円)

- ・木島平型住宅新築(2軒分)の補助金。(277万円)

- ・村営住宅建設を来年度へ見送り。(▲2640万円)

- ・国土調査事業に係る費用(補助金確定に伴い)。(▲601万円)

- ・村体育館の耐震改修の設計管理委託料見送り。

- ・当面、できるところから対応。(▲300万円)
- ← 今年度は、窓ガラスの飛散防止フィルム。(454万円)

- ・公債費(額確定に伴い)。(▲521万円) ほか

特別会計補正予算

10件

■情報通信(第1号)

償還額確定に伴い、一般会計への繰入れ・繰出しの調整。

補正額 ▲43万円

(総額5845万円)

■学校給食(第1号)

前年度繰越金を予備費に計上。

補正額 85万4千円追加。

(総額2177万3千円)

■奨学資金貸付事業(第1号)

前年度繰越金を一般会計に戻す。

補正額 16万5千円追加。

(総額900万1千円)

■後期高齢者医療(第1号)

保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修等。

補正額 78万5千円追加。

財源 国庫補助金及び前年度繰越金。

(総額5601万6千円)

■国民健康保険(第1号)

前年度療養給付費の精算による国庫負担金返還金等。

補正額 621万5千円追加。

財源 前年度繰越金及び国民健康保険基金繰入金。

(総額5億3681万6千円)

■介護保険(第2号)

保健師の人件費と前年度介護給付費の精算による返還金。

補正額 743万1千円追加。

財源 前年度繰越金。

(総額5億7433万8千円)

■観光施設(第3号)

「第三セクター経営戦略策定業務委託料」(リフト・宿泊施設等5施設の10年間の投資計画・財政計画)国からの指示。

補正額 658万8千円追加。

財源 一般会計繰入金。

(総額6671万1千円)

■下水道(第1号)

施設維持管理費と浄化センター維持管理費の修繕費と消耗品費。

補正額 50万5千円追加。

財源 前年度決算により繰越

金を増額、一般会計繰入金を減額。

(総額3億6430万1千円)

■農業集落排水事業(第1号)

前年度繰越し分(8万8千円)を一般会計繰入金で減額。

補正額 増減なし。

(総額535万5千円)

■高社簡易水道(第2号)

前年度繰越金を高社簡易水道積立金に充当。

補正額 51万2千円追加。

(総額5202万9千円)

水道事業会計

1件

補正予算(第1号)

内容 水道料金システム改修

消火栓取替工事(部谷沢)、

ポンプ更新工事(小路水源)

ほか。

補正額 541万7千円追加。

(総額1億2488万2千円)

人事

1件(同意)

■教育委員会委員の任命

・任命者の氏名 月岡英彦 氏

(詳細は広報4ページ)

請願

2件(採択)

(2件とも国へ意見書を提出)

■国の責任による35人学級推進と

教育予算の増額を求める請願

■義務教育費国庫負担金制度の

堅持・拡充を求める請願



予算決算常任委員会 審査意見



《補正予算に対して》

- ①税務確定申告用の「パソコン増設」が計上されているが、電算委託業者のシステム運用誤りから介護保険料の誤徴収が発生した例があるので、導入にあたっては十分なチェック及びシステムの習熟に努められたい。
- ②アンテナショップ新鮮屋の「POSレジ購入補助金」が計上されているが、新鮮屋の今後の在り方についても早急に検討されたい。
- ③観光施設特別会計で「経営戦略策定委託料」が計上されているが、委託にあたっては、観光振興に活かせる経営戦略を策定し、事業の振興を図られたい。
- ④「住宅等活用事業補助金」の増額補正が計上されたが、補助金全般について、年度途中で多額の追加補正がないよう要綱等の運用について検討されたい。
- ⑤「保育士の加配」にかかる増額補正が計上されているが、子どもたちの多様な個性や能力を十分伸ばせるよう、保育士・教員等の専門的研修によるスキルアップを図られたい。

条例

5件(可決)

■ふるさとづくり寄附金条例の

一部改正

「ふるさと納税」の目的をわかりやすくするため、事業区分を明確化、細分化するもの。

改正後(第2条)

寄附者の社会的投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 環境の保全、景観の維持及び形成に関する事業
- (2) 伝統文化及び工芸等の継承に関する事業
- (3) **教育、子育て支援及び人材育成に関する事業(改正)**
- (4) **集落振興及び地域活性化に関する事業(改正)**
- (5) **産業の振興に関する事業(改正)**
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に認めた事業

(この条例は、平成20年に制定。「村の豊かな自然環境・景観を保全し、後世に継承するとともに、豊かさを実感できる誇れるふるさとづくりを進めるため、いただいたふるさと納税を個性豊かで活力あるふるさとや共同の村づくりに活用するため」の条例)

■個人番号(マイナンバー)の

利用に関する条例の制定

マイナンバーの運用に伴い制定。

■条例の一部改正

中小企業で、生産性向上のために、平成33年3月31日までに村が認定した「先端設備」を取得した場合、取得した部分の固定資産税を3年間全額減免するもの。

■若者住宅条例の一部改正

以下を若者住宅一覧から削除。
・5号棟(おひさま保育園前)売却
・9号棟(庚の旧歯科診療所裏)解体

■田舎暮らし体験住宅設置条例の

一部改正

利用申し込みが集中する時期(5月、8月、12月、1月)に、より多くの方に利用していただけるよう、この期間に限り、連続使用日数を5日間(通常は30日)に変更。また、利用申し込みを、利用希望日の3カ月前から3日前までとする。(改正前は10日前まで)



田舎暮らし体験住宅 庚棟

全員協議会

8月30日(木)

①牧の入地区の水道事業について

平成30年度に予算計上された「牧の入地区の水道事業」について、中野市と調整中のため、次年度に先延ばししたい旨の説明がありました。

②公民館長の任命について

土屋聖史(きよふみ)氏(再任)
任期 平成30年9月1日～平成32年8月31日

③新法人「木島平村観光振興局」

設立の準備状況について

観光事業の機能強化や、交流人口・関係人口の拡大等による地域の活性化を目指し、村観光協会と産業ネットワークが統合し、一般社団法人「木島平村観光振興局」の設立に向けて検討が進められており、準備状況や今後の計画の説明がありました。

また、9月25日(火)の全員協議会で、運営開始までのスケジュール等が次のとおり示されました。



【8月】

第1回準備委員会

・委員長 副村長

・副委員長 観光協会会長

・副委員長 産業ネットワーク協議会長

○設立準備委員会規約について

○名称・定款について

○実施体制について など

【9月】

第2回・3回準備委員会

○定款・実施体制・役員人事・事業計画(案)・予算(案)など

【10月】

第4回準備委員会

○事務局体制について

○理事について

○総則並びに組織庶務について

○設立社員総会日程と提出議案について

【11月】

木島平村観光振興局運営開始

総務産業常任委員会 委員長報告

審査の過程で、現在設立準備中の「観光振興局」について、関係団体の連携及び早い段階での事業の具体化、機能強化等に努め、真に村の経済活性化につながる組織を目指していただいた旨の意見があったことを報告しました。

役場新庁舎 建設業者決まる

9月25日(火) 臨時会で
可決しました。

事 件

1件

■工事請負契約の締結について

契約の目的

平成30・31年度 木島平村
新庁舎整備事業建設工事

工事場所

木島平村大字往郷
914番地6

概要

鉄骨造2階建て
建築延べ床面積
1649.81㎡

契約の方法

指名競争入札

契約金額

7億7544万円
(税込)

契約の相手方

サンタキザワ・湯本・小松

工 期

特定建設共同企業体
平成30年11月未業体
まで



各議員の一般質問の項目

9月11日(火)、5人の議員が「渇水対策」、「学校の空調設備」など、今夏の水不足や暑さ対策に関する項目や村民から大きな関心を持たれる項目を中心に一般質問を行いました。

質問・答弁の要旨は来月の議会だより(11月号)に掲載いたします。

1	吉川 昭 議員	①渇水対策について
2	江田 宏子 議員	①早期の病気予防対策に向けて ②景観維持について ③ICT(情報通信技術)推進への対応について ④新学習指導要領への対応について ⑤地方公務員法の改正に伴う今後の職員体制について
3	萩原 由一 議員	①渇水対策について ②介護保険料の誤徴収について ③平成29年度決算審査意見について
4	勝山 卓 議員	①村政運営について ②小・中学校の空調設備設置について ③通学路安全確保対策について
5	土屋喜久夫 議員	①第6次村総合振興計画の進捗状況について ②多角的農業基盤の確立を ③障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

議会だよりモニターの皆様からの意見(平成30年9月号)の一部を紹介します。
議会だより9月号は、議会視察研修の報告が主な内容でした。

質問 今回の議会だより全体の感想、要望等を自由にご記入ください。

- 意見**
- ・視察内容を細かく掲載するよりも、今後の村政にどう活かすのかの具体的な提案を出していただきたい。
 - ・どのような問題意識から視察先を選定したのか、参考になった点など整理して報告していただきたかった。視察先の紹介に留まってしまう。
 - ・今回視察された3町に関して言えることは、非常に厳しい目を持って行政を行っているということ。本村の職員ももう少し緊張感を持って仕事に当たっていただきたい。

12月定例会の予定

11月30日～12月14日

11月30日(金) 開会

請願・陳情の受付締切日は、議会開会日1週間前(11月22日)です。
直接、議会事務局にご持参のうえ、事務局員に説明をお願いします。